

古代海水準変動論

——八世紀越前国の事例中心に—— (下)

磯 貝 富士男 (大東文化大学文学部)

Eustatic Changes in the Eighth Century SEA LEVEL

Fujiio ISOGAI

目次

はじめに

第一節、東大寺領越前国の「初期荘園」の事例から

第二節、西暦七六六年 越前国坂井郡高串村絵図にみる海水上昇

以上、大東文化大学紀要〈人文科学編〉第五十四号(二〇一六)

以下本号

第三節、天平神護年間東大寺の北陸寺領再編成について

一、天平神護二年寺領再設定に関する政治的背景と課題

二、天平神護二年十月の寺領再設定対象地

三、天平神護二年高串村における寺田・寺地再設定手続き

四、串方江の以前の水域の範囲

むすびに

一、播磨国赤穂郡の防潮堤決壊事例

二、気候変動論からみた八世紀の時代的特質

第三節、天平神護二年の東大寺の北陸寺領再編成について

一、天平神護二年寺領再設定に関する政治的背景と課題

天平神護二年（七六六）前後頃東大寺が行おうとしていた越前や越中における寺領再編の目的については、散在所領の一円化をめざすものであったことが指摘されてきた。確かにこの目的において散在所領を一円化するという意味は大きかったが、他にも重大な意図があった。それは劣悪化した寺田をより利用可能な田地に交換するとともに開墾可能な寺地を確保しようとする点にあったが、本稿で強調しているのはそのような劣悪な田地が生じてきた理由・背景で、特に海浜地域における場合田地劣悪化の理由の第一は、海面上昇によって潮に侵される頻度が増しさらにその場所の水域化が進行するという事態が生じてきたことにあった。東大寺は、そのような状態になった寺田を陸地が維持されている場所の使用可能な田地と交換しようとして、以前から国司・政府側に要求してきたが、天平神護二年になって強行可能になったのは、前述したように今まで東大寺の要求に立ちはだかっていた恵美押勝（藤原仲麻呂）政権が天平宝字八年（七六四）九月に惹起した乱で倒れ、称徳天皇と結んだ道鏡の政治的力が強まり仏教勢力・東大寺にとって有利な政治状況が生じてきたことが背景になっていた。²⁸この東大寺寺領の再編・一円化の試みは寺田・寺地の再設定として、越前国では天平神護二年（七六六）に行われ、越中国については同年八月太政官符によって要求が認められている。越前国では、坂井郡以外に足羽郡・丹生郡などでも行われていた。坂井郡では本稿で扱う串方村以外に田宮村・子見村等、足羽郡では糞置村・道守村等、丹生郡では椿原村、で行われていた。²⁹越前国諸郡の中で海に最も近い場所に位置していたのは坂井郡で、さらにその坂井郡の中でもこの串方村が最も海に近い場所に立地しており、海面上昇の影響は早期から生じしかも最大であったと考えられる。したがって、この再編における海面上昇による田地の荒廃化への対処の緊急性は、高串村の場合においてより顕著に見られたと予想されるのである。ここではこの「高串村」の場合を対象にして東大寺側が試みた施策やその手続きの具体的内容の考察を通じて、この措置が、潮損率が高まったり水没してしまったりした寺田・寺地（未墾地）の代わりに、少しでもましな所に新たに田地や寺地を確保しようとしたものであることや、この間の海面上昇がもたらした地形の変化、さらにそれがもたらした諸事態を明らかにしていきたい。

東大寺が高串村に寺領を設定するに至るきっかけは、前述の如く天平宝字七年（七六三）に間人宿禰鵜甘の戸口正八位下間人宿禰鷹養からの墾田買得にあったので（公認は翌年）、墾田化はそれ以前のこととなる。東大寺に売却した鷹養はこの墾田を天平勝寶九年（七五七）三月廿日に荒墓郷戸主高椅連安床の戸口同繩麻呂から買得しており、元は「繩麻呂」の墾田であった。したがって、これらの墾田は繩麻呂によって開発された可能性が高いが、総てを彼が開発したのかどうかは断言できない。問題はその開発の時期である。この墾田私有は天平十五年（七四三）五月二十七

日の墾田永年私財法によって可能になったものなので、開墾時期はそれ以後ということになる。基本的に七四〇年代半ば以後のこととなり、大局的には七五〇年前後頃に開墾されたものと言えるだろう。東大寺による買得に関わる手続きは次のようなものであった。①まずその買得を公的に確認してもらうため東大寺三綱から越前国司に牒が出される。②国司から郡に対して細かに調査して(「細勘」と表現)結果の報告を命じる同年十二月四日付の符が下され、郡は調査を行う。③郡司は勘察して事実を確認し、それを国司に報告する。④国司は郡からの報告に基づき天平宝字八年(七六四)二月九日付の越前国司判(公驗)を発行した訳である。現在、東大寺「東南院文書」として残されてきたものは、この手続きの結果作成された公驗(越前国司判)である。この郡司が行った「勘察」でどの程度の調査がなされたかが問題となるが、公驗に示された坪付け表示がどの段階の地形を背景としたものなのかの考察に関わる課題として後述する。

その後なされることになったのが、ここで問題にしている天平神護二年(七六六)の寺領の再設定である。この公驗が作成された天平宝字八年(七六四)二月と再編が行われた天平神護二年十月との二年余の間に政治状況が大きく変化したことについて見ておこう。東大寺の前に立ちほだかっていた藤原仲麻呂政権が倒れたのは天平宝字八年九月のことで、同年二月九日付のこの公驗の発行時にはまだ仲麻呂派が国司を務めていた。まだ東大寺に有利な政治情勢にはなっておらず、このことは現地の動向にも影響を与えていたと思われる。一つは郡司の現地調査に何らかの影響を与えた可能性があると思われる点である。郡司の立場は、上は中央や国司の圧力を受け、下は現地側の百姓層の利害関係に縛られるという面があったと考えられるからである。中央政府やその意向を受けた国司や、現地百姓層が東大寺に敵対的であったことは前述した通りで、これが、その上下からの圧力を受けていた郡司が行った現地調査報告において、東大寺に不利な結果をもたらした可能性が考えられるのである。筆者は、後述の如く、この現地調査において、東大寺の買得地が表示された位置に登録されている確認はなされたが、その多くが既に串方江に没する状態にあったことまでは報告しなかつたと考えている。もう一つは現地百姓層の動向への影響で、大きなものがあつた。「故大領外正六位上品治部公廣耳所進田之内」の百姓墾田二〇〇歩(「東南五條九粉谷里十九粉谷田上分南貳伯歩 誤付高向郷戸主品治部公千國名、今改正寺田」)を寺田に「改正」したことに関する東大寺の主張から、以前の現地百姓達の敵対的姿勢が政治状況の変化によってどのように変わったのかを読み取ることが出来る³⁰。この田地二百歩については、去る天平感寶元年(七四九)四月一日詔書に従って国司守從五位下粟田朝臣奈勢麻呂・掾從六位上大伴宿禰潔足等が、同年閏五月四日に東大寺田地として已に占定したものであつたが、その後百姓等が私的にその地を治開し己の墾田としてしまったというのである。このような東大寺の権利を侵害することができたのは、政府が東大寺に抑圧的な惠美押勝政権となつたことが、百姓達に有利な政治状況を作つていたからであろう。それに対し、仲麻呂政権が倒れた後の今回、勘問をうけた百姓達は、誤つて寺地を開治したものでさらに申すところはありませぬ、自分達が治開した所は寺家に進上しますと伏し辨じ、簡単に決着しているのである。また「船王并右京四條一坊戸主從七位上上毛野公興麻呂戸口田邊來女等」が寺地を治開し己らの墾田としてしまった件については、彼らが罪人の支僮となつた咎により没官処置がなされ、その内の

寺家が占める境界内に含まれる墾田は、寺田に「改正」されている。また国司側については、天平寶字四年（七六〇）の校田驛使正五位上石上朝臣興繼等は寺家が開発した寺田であることを認めず、更に天平寶字五年の班田の際には、それらを百姓に口分田として授けたり、公田として登録したりしてしまったのである。ところが、惠美押勝政権が政変で倒れ、道鏡政権になって仏教勢力偏重策がとられるようになってから、劣勢に転じ東大寺側の要求に応じざるを得なくなっていたのである。このように中央と現地における政治情勢が一変した中で、串方村における一連の寺領再設定の措置も執られていったのである。

二、天平神護二年十月の寺領再設定対象地

天平神護二年（七六六）十月の寺領再設定の結果を示す天平神護二年十月廿一日付越前国司解と同日付絵図「越前国坂井郡高串村東大寺大修多羅供分田地圖」に挙げられている高串村の寺田や寺地の所在地・面積等は、買得時の証明書である天平寶字八年（七六四）二月九日付の越前国司判（公驗）における高串葦原の記載と大きく異なっていた。この比較・検討から基本的事実を押えていく。

天平寶字七年（七六三）に買得手続きが始まり翌年二月九日付越前国司による公驗で公認された「高串葦原」所在の寺田と未開地の合計は九町三段一四四歩で、内訳は見開寺田七町二段一四四歩・未開地は二町一段であったが、天平神護二年十月の再設定の結果、寺田と未開地の合計は十町、内訳は見開田六町・未開地四町ということになった。再設定の結果、合計面積は六段二一六歩増加した形になっているが、内訳で見ると見開田は一町二段一四四歩減少し、未開地が一町九段増加している。実態としては見開寺田が減少し、未開の寺地が増加したことを示す。このことから、この背後には見開田の荒廢化という現実が進行していたと予測されてくるが、この間の見開寺田荒廢化の実態は、このように単純に引き算した結果の一町二段一四四歩の減少という程度に止まるものではなかった。それは、再設定以前の寺田と未開地（天平寶字八年公驗所載）の所在坪を天平神護二年絵図の中に位置づけることによって具体的に判明してくる。

天平神護二年（七六六）絵図所載寺田・寺地が、所在坪や面積・内容において、天平寶字八年（七六四）公驗所載寺田・寺地と比べて、どのように違ってきているのか、七六四年公驗の在り方を基準にしてみると、次の場合に分けることが出来る。

A) 七六四年公驗所載寺田・寺地が七六六年絵図上で串方村外に所在する事例―十一例

a) 寺田・寺地の所在坪が串方江の中に飲み込まれてしまった事例―七例

西北四條十八串方西里の第五・第八・第九・第十・第十一・第十二の坪、西北三條十八及田里の第七坪、

b) 寺田・寺地の所在坪が串方江の中に飲み込まれていない事例―四例

西北三條十八及田里の第十八・十九・二十・二十九坪、

B) 七六四年公験所載寺田・寺地が七六六年絵図の串方村内に所在する例―五例

c) 寺田・寺地が同じ坪に同じ面積のまま維持されている場合。―一例

十八串方西里の第七坪の「葦原田下八段」、

d) 七六六年絵図では同一坪に記載はあるが、記載内容が違っている場合―四例

①面積が違っている場合―一例

十八串方西里第六坪の「足原田分西四段」↓「葦原田下一町百姓墾買為寺田」

②地種・面積が違っている場合―三例

同第十四坪の「足原田分東二段」↓「葦原一町買為寺地」

同第十三坪の「葦原田九段」↓「葦原一町買為寺地」

同第二十四の「葦原田分東二段」↓「葦原一町買為寺地」

備考：d) における矢印は七六四年公験の記載から七六六年絵図の記載へという意味である。

天平宝字八年(七六四)公験では、墾田を買得して得た見開寺田は、西北三條十八及田里の七・十八・十九の三箇坪と、西北四條十八串方西里の六・五・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・廿四の十一箇坪、計十四箇所の坪に散在し、未開地は西北三條十八及田里の廿・廿九の二箇坪に分布している。全部で十六箇所の坪に散在していたことになる。対して天平神護二年(七六六)の再設定措置によって配置された先の所在坪は、見開寺田では、西北四條十七串方里の卅一・卅二の二坪分と西北四條十八串方里の六・七・十七・十六・十五・廿二の六坪分で計八坪となる。未開地(寺地と表現)は十四・十三・廿四・廿三の四箇坪に所在する。全部で十二箇坪に分布することになった。見開寺田は、以前十四箇坪に散在していた状態から、八箇坪の中に限定されたことになる。見開寺田所在坪は大幅に減ったのに対して、未開地については面積でも所在坪数でも僅かに増えたことになる。³¹⁾

この、所在坪の変更に關してまず注目すべき点は、天平宝字八年公験に示された買得墾田は十四の坪に散在していたが、その内の七箇坪が天平神護二年絵図において串方江に飲み込まれる形になっていたことにある(Aのa)。すなわち、この七箇坪の範囲内に存在した見開寺田は実態としては使用不可能になっていたわけである。このことから、この再設定の目的は単に一円化を図るといっただけではなく、使用不可能になっていたこれらの分の補填のため、代替地を陸地が維持されていた所に再設定するという面が大きかったと予測される。これに關連して注目されるのは、その中に所在坪・面積が全く変化していない事例が一つあることである。それは、西北四條十八串方西里第七坪に所在する田地八段である(Bのc)。これについては、天平宝字八年(七六四)二月九日付の越前国司判(公験)記載「七足原田八段、分一段百卅歩、荒墓郷戸主高橋連安得戸口同繩麻

呂壘、分六段二百十六歩、公、天平神護二年の国司解記載の前出部「葦原田分陸段貳伯拾陸歩、乗田」(乗田を寺田に「改正」・後出部「十七(七)の誤記」葦原田下壹段伯肆拾陸歩」(誤付・違坊されていた買得田を「改正」、天平神護二年絵図の十八串方西里の第七坪の記載「葦原田下八段、分一段百卅四歩百姓壘買爲寺田、分六段二百十六歩公田改成寺田」となっている。

この田地八段は、百姓壘田を買得して寺田とした一段一四四歩と、公田を改成して寺田とした六段二百十六歩との二つに分かれるが、これは天平神護二年絵図においても天平宝字八年(七六四)二月九日付の越前国司判(公驗)記載と同じ十八串方西里の第七坪に過不足なく確認できる。この第七坪内の田地だけが現実的に変動がなかったのは、天平神護二年絵図に明らかのように、この所在坪が串方江の中に飲み込まれることなく陸地が維持されていたからであろう。それに対して、同じく買得田が登録されていたその南の十八串方西里八・九・十・十一・十二の諸坪、西北三條十八及田里第七坪は串方江に飲み込まれてしまっているのである。このことから、この再設定における主要目的に、水没地の寺田分の代替地を陸地に設定しようとする面があったことがより鮮明になってくる。

B) d) ②については、七六四年公驗によって、それら第十四・十三・二十四の三箇坪内の壘田を買得して見開寺田としていたことが分かるが、七六六年絵図によるとその三箇坪に加えて第二十三坪の、計四箇坪の各一町総てが葦原となつていることが分かる。東大寺はそれらを買得して「寺地」≡未開地とした。七六四年公驗では、第十四・十三・二十四の三箇坪内には壘田があつたのに、七六六年段階の再設定時に「葦原一町」という状態になつたのも、この間の地形の変動に伴つて荒廃化した結果であるだろう。買得壘田がなかったため七六四年公驗には見られなかった第二十三坪も、かつては見開田が存在していたのが同様に荒廃してきた可能性がある。このことは、この四箇坪分の中にはかつて見開田を置くことが出来たが、この間の地形の変動に伴つて湿地帯化が進み、その全域が「葦原」と表現されるような実態になつてしまったことを示すものである。七六六年段階の絵図では一応陸地側として村内になつていいるが、実質的には湿地帯となつていたものと考えられる。これも海面上昇を背景に生じてきたことで、串方江の拡大現象に伴つてこの地も実質的に湿地帯となつたのであろう。東大寺側が七六六年の再設定の際、改めて坪全体が「葦原」となつていた四箇所を買得したのは、まだ「葦原田」化を諦めてなかつたからと考えられる。

なお、七六四年段階に寺田または寺地が所在していたA) b)の西北三條十八及田里の第十八・十九・二十・二十九坪の四箇坪は、七六六年絵図段階においても串方江の中に飲み込まれていないのに、再設定の際に村域に含まれなかつた理由は何かののだろうか。一つは村域(後述)をできるだけコンパクトに纏めようとする意図が働いたという可能性、もう一つはこの四箇坪分も湿地帯化が極端に進行しており買得する程の価値が認められなかつたという可能性、を挙げる事ができる。特に後者に関しては、以前第十八・十九の二箇坪にはそれぞれ四段と一町分の足原田が設定されていたように一応「田」を設定できる状態であったが、第二十・二十九の坪はそれぞれ八段分と一町総てが「足原」として買得されていたように既に湿地帯化が進みつつあった。恐らくこの間に十八・十九の二坪分も湿地帯となり、以前から湿地帯となつていた二十・二十九の坪

はより水域化が進行していたのであろう。この区域は北の方が高く、低い南側は早くから湿地化・或いは水域化していたと考えられる。第十八坪の足原田四段が「北」に設定されていたのは北側の串方村内の地に続いて北の方が高かったからであると考えられる。また第十九坪については、以前一応坪全体の一町分の「足原田」を設定できていたのは山側に位置していて少し高かったからであろう。この四箇坪については、前節でふれた榎本泉の影響が大きかったことも考慮すべきであろう。榎本泉からの湧水は村域の西南側に広く浸透していたために湿地帯化の要因となっていた可能性が高く、海面が上昇するに伴い水はけが悪くしていたと思われる。この地においては泉からの淡水の圧力が強く、串方江からの海水浸透の影響を弱める役割を果たしていた可能性があるが、他面海面上昇とともに泉からの湧水の水はけが悪くなっていくという、両面があったと考えられる。これは、廿二坪の西側に隣接する廿七坪の槻村泉にも言えることで、十七・十六・十五・廿二坪の湿地化の要因となっていたであろう。この区域は東側の串方江からの海水の影響と、西側両泉からの淡水の影響とを蒙る場所だったと言えよう。以上からは、この寺領再設定において、海面上昇がもたらした事態への対応という面が大きかったことが明らかとなってくる。

三、天平神護二年高串村における寺田・寺地再設定手続き

天平神護二年(七六六)に行われた寺田・寺地の再設定においては、その全ての対象地について「改正」(「改成」とも記す)という名目の手続きがなされていた。この「改正」という行為は、一般的にどのような意味で、制度上なされた実態は如何なるものだったのだろうか。まず、天平神護三年二月十一日「民部省符」に「図籍を改正」とあるように、「改正」とは基本的に図籍への登録内容を改める手続きのことである。ここで言う「図籍」とは、班田に伴って作成される田図と田籍帳のことであろう。ここから、「改正」とは、以前田図と田籍帳に登録されていた内容が誤っていたという現状判断を前提として、その過誤を正しその土地の所属変更などをするため、田図と田籍帳への登録内容を改める手続きを指していることが知られる。問題は、その現状に過誤があるという判断において、実際的には政治状況が大きく影響してくるといえる点にある。すなわち、この判断は通常国司が中心に関わるものであるが、その実行についてはさらに上級の組織の意向が影響し、この事例のように現実的には中央政府によるその時々政治的判断が働くこともあった。時々政治的力関係によって左右される「改正」という行為は、公正になされたというよりも、あくまでも東大寺の方からの主張が有利な政治状況を背景に改めさせたのだろう。

天平神護二年十月廿一日「越前国司解」の高串村の寺田記載には、前出部に百姓口分田或いは公田(乗田)を「改正」して寺田化したものが列挙され、後出部に七六四年に買得した墾田について田圖や田籍帳など帳簿上のミスが発覚したので「改正」したという名目で寺田化したものが列挙されている。前出記載の百姓口分田或いは公田を「改正」して寺田化したという説明については、その正当性については問題が残るが、説明していることは単純明快でそのまま理解できるのに対して、後出部で述べている事情説明には極めて分かりづらいものがある。すなわち、そこに列

挙されている墾田は天平宝字八年（七六四）に東大寺が鷹養より買得したのだが、田図・田籍帳には鷹養に売却した繩麻呂の名が誤付されたままであり、また券文に従ってその墾田が所在する坊（坪のこと）を天平宝字五年（七六一）の田図と比較して調べたところ「違坊」していることが分かったので、今実を録して寺田に「改正」することにしたという理由付けである。この理由付けには、買得時に公認した天平宝字八年二月九日付の国司発行公験と矛盾するものがあり、強引に押し切った所が読み取れる。ここで行われた「改正」の実態はどのようなものであったのだろうか。問題になるのは、天平神護二年十月廿一日付「越前国司解」における改正についての説明である。

まず前出記載は、串方村となった区域にある百姓口分田或いは公田を寺田に改めたことを「改正」という言葉によって言っているに過ぎず、その理由や正当性について特に述べてはいない。問題は後出部の天平宝字八年二月に百姓から買得したとする墾田についての説明で、その登録において誤付・違坊があったので「改正」したと、理由らしきことを述べている点にある。ここでは、この間の事情を「①然圖田籍帳誤付繩麻呂之名、②加以券文注坊、與天平寶字五年田圖勘檢所違坊、今實錄改正寺田已訖」と述べている。①では田図や田籍帳に買得者東大寺の名が登録されてなく最初の売却者（前の前の所有者）繩麻呂の名がそのまま載っていることを誤付と主張している。問題は②の「しかのみならず、券文に注す坊、天平宝字五年田図と勘檢するところ違坊す」との記述である。ここで東大寺側がこの買得を国司が公認した天平宝字八年（七六四）の公験を根拠として持ち出せなかったのは、これによると買得田が彼らの主張した坪には所在してないことが歴然であって、彼らの主張を否定するだけであったからである。したがって、東大寺側の主張からだけでも、彼らの主張を否定する根拠として少なくとも、①田図・田籍帳、②天平宝字五年田図、③天平宝字八年の公験、が存在していたことが窺われる。彼らの根拠となっていたのは、唯一「券文に注す坊」だけだったのである。ここで「券文」とは国衙が公験を発行する以前の売買文書のことを指していると思われるが、これをその時提出したのかどうかも分からない、この言い方では、券文から抜書きしたとすることを持ってきただけなのかもしれない。東大寺側の圧倒的有利な政治的状況にあつては、前出記載が示す様に百姓口分田や公田（乗田）を何の根拠もなく寺田に「改正」できたのだから、それで通用したのだろう。

恐らく、天平宝字八年（七六四）二月九日付越前国司判（公験）で公認された墾田とは別に、繩麻呂名義の墾田が高串葦原の陸地が維持されていた別の坪に存在していたことに目をつけ、買得したのはそちらの方であると強弁し、反対の支障になっていた田図や田籍帳に繩麻呂の名があることに對しては誤付だと言ひ、天平宝字五年（七六一）の田図では、繩麻呂から買得したはずの鷹養の名が天平宝字八年（七六四）越前国司判（公験）公験と同じ諸坪の方に登録されていて、彼らが主張する串方村内の坪に載っていないことに對して違坊だと述べたものであろう。

東大寺側は、天平宝字八年（七六四）に既に多くが串方江の中になつたりして使い物にならない墾田を買わされてしまったのだが、この時にあたり、その事実を公的に押し出して要求するのではなく、買得したのはあくまでも陸地が維持されている側の墾田であつたとする虚構を方針にして臨んだのであろう。東大寺が使い物にならない土地を買わされたとする立場で主張した場合、東大寺側の責任になり主張が通りずらくなる恐れ

を配慮したのではないか。逆に、あくまでそちらの土地を買ったのに帳簿登録上のミスが生じたという前提に立てば、「改成」要求ができると判断してのことだったのである。この強弁がまかり通り国司側が受け入れたのは、やはり政治情勢が仏教勢力の利益を図ろうとしていた道鏡政権下で中央や現地において東大寺側が圧倒的に有利な政治的状況になっていたからだと考えられるのである。このような事態が生じた原因は、七六四年の越前国司発行の公験作成の前提となった郡司の勘察報告に発していると考えられる。郡司の勘察の問題は、前述の様に買得墾田の所在地を別の坪に書き換えたというのではなく、単に売買対象地の所有者の名を確認する等の帳簿上の確認を行った程度のもので、売買対象地の大半が既に串方江に飲み込まれるようになった実態を報告しなかった点にあると考えられる。

七六六年の寺田・寺地再設定の在り方については、次の天平神護二年(七六六)の絵図から抜き出した、坪ごとに記された寺田・寺地の記載内容が手がかりとなる。ここには寺領再設定の結果が示されている。

西北四條十七串方里

第卅一坪「葦原田下一町三段、分一町百姓墾買為寺田、分三段百姓口分改成寺田」

第卅二坪「葦原田下四段、百姓墾買為寺田」

西北四條十八串方里

第六坪「葦原田下一町、百姓墾買為寺田」

第七坪「葦原田下八段、分一段百卅四歩百姓墾買為寺田、分六段二百十六歩公田改成寺田」

第十七坪「葦原田下七段、百姓口分改成寺田」

第十六坪「葦原田下二段、百姓墾買為寺田」

第十五坪「葦原田下一町、分二段百姓墾買為寺田、分八段百姓口分改成(為)寺田」

第廿二坪「葦原田下六段、分三段百姓墾買為寺田、分三段百姓口分改成寺田」

〔葦原Ⅱ未開地を寺地に設定したもの〕

第十四坪「葦原一町、買為寺地」

第十三坪「葦原一町、買為寺地」

第廿四坪「葦原一町、買為寺地」

第廿三坪「葦原一町、買為寺地」

総計十三箇坪で村域が構成されているが(この意味は後述)、その内の西北四條十八串方里第十八坪には北西隅(左上)を村外とするように境界

線が引かれているだけで、寺田・寺地は設定されていない。絵図で、廿二坪↓村外の廿二坪↓十六坪↓十七坪↓十八坪↓村外の北側へ、と引かれているやや太い線は水路を示すものであろう。これは西側の槻村泉から発するものと思われる。寺田や寺地が設定されているのは、第十八坪を除いた残りの十二箇坪分となるが、その内の西北四條十八串方里の第七坪の「葦原田下八段」のみが内容的にも七六四年の公験記載と一致することは前述した通りである。したがって、それ以外の十一箇坪分の寺領記載が七六四年公験と違っていて、この七六六年再設定の際に設定されたものということになる。

あ) 七六六年絵図において寺田が設定されている坪

七六四年公験と記載内容が同じ坪―西北四條十八串方西里第七坪。

七六四年公験には記載がない坪―西北四條十七串方里の第卅一坪・第卅二坪、西北四條

十八串方西里の第十七坪・第十六坪・第十五坪・第廿二坪。

七六四年公験に記載はあるが内容が違っている坪―西北四條十八串方西里の第六坪、

い) 七六六年絵図において寺地が設定されている坪

七六四年公験に記載はあるが内容がちがっている坪―

西北四條十八串方西里の第十四坪・第十三坪・第廿四坪。

七六四年公験に記載がない坪―西北四條十八串方西里の第廿三坪。

う) 七六六年絵図において寺田・寺地ともに設定されていない坪

―西北四條十八串方西里の第十八坪

寺田が新たに設定された西北四條十七串方里の第卅一坪・第卅二坪、西北四條十八串方西里の第十七坪・第十六坪・第十五坪・第廿二坪については、七六六年の再設定に際して、新たにこの坪の中にあつた百姓口分田または公田(乗田)を寺田に「改正」したものと、百姓の墾田を買得して寺田としたものとで構成されている。内訳は次の通り。

○西北四條十七串方里の第卅一坪の「葦原田下一町三段」は、百姓墾田買得分一町と百姓口分田「改成」分三段とを合わせて寺田一町三段の寺田を設定。

○第卅二坪の「葦原田下四段」は、百姓墾田を買得して寺田を設定。

○西北四條十八串方西里の第十七坪の「葦原田下七段」は、百姓口分田を「改成」して寺田を設定。

○第十六坪の「葦原田下二段」は百姓墾田を買得して寺田を設定。

○第十五坪の「葦原田下一町」は、百姓墾田を買得した二段と、百姓口分田を「改成」した八段とを合わせて、一町の寺田を設定。
○第廿二坪の「葦原田下六段」は、百姓墾田を買得した三段と、百姓口分田を「改成」した三段を合わせて、六段の寺田を設定。

この他、西北四條十八串方西里の第七の坪については、串方江に飲み込まれなかったので七六四年公験と記載内容が同じままであることは前述した。西北四條十八串方西里の第六坪は、七六四年公験でも寺田が設定されていたが、ここでは「足原田分西四段」とあったのに対して、絵図段階では「葦原田一町、百姓墾買為寺田」とあり、葦原田が六段分増えている。これは、ここに七六四年買得地四段とは別に六段の墾田が存在しており、それを「改正」して新たに寺田としたものであろう。問題はその手段で、この時新たに買増ししたことによるものではないだろう。この一町分については、天平神護二年（七六六）十月廿一日国司解の後出部で百姓墾田を買得した寺田を列挙した中に「六葦原田下壹町」と挙げられており、その後の説明で誤付・違坊していたので「改正」と強弁して寺田化した中に含まれているのである（然圖田籍帳誤付繩麻呂之名、加以券文注坊、與天平寶字五年田圖勘檢所違坊、今實錄改正寺田已訖）。

ここで、絵図において西北四條十七串方里第卅一坪に「葦原田下一町三段」と記載されていることが問題となる。その内訳は、百姓墾田を買得した分が一町、百姓口分田を「改成」した分三段、となっていて合計一町三段の寺田を設定した形になっている。一坪は一町なので三分分多くなっていて、字面上大きく矛盾することになる。これを単なる誤記と見るか、何か意味があるとみるべきかが問題となる。この西北四條十七串方里第卅一坪の記載は、天平宝字八年公験にはないが、七六六年の絵図と国司解の両方にあるだけである。内訳が、百姓墾田を買得した分が一町と百姓口分田を「改成」した分三段となっていることから、国司解の方を見ると、前出部に三段分について「足羽郡全輪正丁口分」を改正したこと（足羽郡の正丁の口分田を寺田に）、後出部に一町分について百姓墾田を買ったものだが、誤付・違坊があつたため「改正」とされられている。両者同じ内容なので、誤記ではないだろう。むしろ、この記述には、この再設定の際の手続き内容がはしくも露呈しているとみるべきではないか。他所の寺田の欠をこの西北四條十七串方里の卅一坪に充てたが、この時二か所の欠分をここに充てようとした結果、合計が一町三段分になってしまったという事情が想像されてくる。その矛盾の処理ができないまま、決着しなければならなかったため、そのまま記載したものでないか。この間の手続きの過程を示すものとして興味深い所である。恐らく、天平宝字八年公験で寺田が一町分となっていたが絵図では水域となつてしまった坪の寺田の欠に充当しようとしたものであろう。該当するのは、総て一町分となつている西北四條十八串方里の八〜十までの三坪分である。もし、この坪内で実際に一町三段分の経営を行おうとしていたのなら、初めから実現不可能な記載であると言わざるを得ないが、国司側に下田分の納入を義務付けようとしたものであるとすると、意味あるものになるだろう。とすると、村内の他の寺田についても同じ可能性を想定できるのかもしれない。次に、七六六年絵図において未開地を買得して寺田が設定されている、西北四條十八串方西里の第十四・第十三・第廿四・第廿三の、四つの坪については、前述のように以前は田地が維持されていたが、その後の海進によって田地が維持できずに葦原の状態＝湿地帯になっていたた

め、東大寺側は改めて開発予定地として買得したものであろう。

この寺領再設定に關してもう一つ注目すべきなのは、「高串村」（これは絵図の方での表現で「国司解」では串方村と記す）がこの時に創出された可能性の高いことである。天平宝字八年（七六四）段階の公驗と天平神護二年（七六六）段階の絵図・国司解を比較すると、地域呼称において決定的な違いがみられる。天平宝字八年段階では所在地を「坂井郡海郷」内の「高串葦原」と表現して「高串村」という村名称はみられなかったのに対して、天平神護二年の再設定後には寺田・寺地の所在地を「坂井郡高串村」と表現するようになっていたのである。「高串村」或いは「串方村」という村呼称が天平神護二年より前には確認できず、以前に確認できるのは「海郷」という郷名とその中の「高串葦原」という字名だけだったことに関しては、二つの可能性が考えられる。一つは今まで制度的地名表現の陰に隠れて存在していたものがここで初めて現れてきたという可能性、もう一つはこの時初めて創られた単位だという可能性である。筆者は後者の可能性が高いと考える。それは、この絵図において、東大寺の寺田と寺地が所在する区域が朱線で囲まれており、その範囲の外には寺田・寺地が存在しないという事実にある。これはこの再設定の結果なされたことで、その所在範囲を「高串村」（串方村）と名付けているとみなせるからである。とすると、「高串村」という区域名称は東大寺の寺田・寺地の再設定の際に生み出されたということになる。次に、絵図において村の周囲を朱線（界線）で囲っているが、村域もこの時に決められそれを明示したものであろう。天平神護二年の寺田・寺地の再設定に際して、寺田・寺地を特定の坪に集め、その区域を囲い込んで「高串村」としたと考えられる。このことは、この時に行政上の所属系統の変更もなされたことを意味する。再設定以前においては、「高串村」という行政単位は存在せず、東大寺が買得した寺田・寺地は坂井郡内の海郷（「あまごう」と読むであろう）内の字「高串葦原」という場所に所在したにすぎなかったのである。すなわち、現地は以前、越前国↓坂井郡↓海郷と通常の行政系統の下にあったが、この時高串村が設定され、越前国↓坂井郡↓高串村（串方村）という行政系統下に置かれることになったのである。

なお、この天平神護二年の再設定以前にこの寺田・寺地の所在地が「坂井郡海郷」であったことは、海水準上昇による水域の拡大と関連していたものだったのかもしれない。天平寶字八年「越前国司判」において、対象となる田地面積を「合高串葦原九町三段一四四歩（東串方江、西山、南榎本泉、北榎津社）」と挙示した後に、その地を「部下坂井郡海郷之地」とわざわざ「部下」と冠して記している点が、海郷の性格に關するものとして注目される。これは、海水準が上昇してきたため水域が拡大して串方江という入江が形成されてきたことに関連して理解すべきことではないか。「部下」という表現を冠しているのは以前からずっと定着してきた固定的な行政区画表示ではなく、専ら海域の漁撈に依拠している人々がこの地に進出してくるようになって、その面で国司・郡司筋から把握されるようになってきたことが反映されたものかと考えられるのである。この地域には、この事例以外にも、「海部郷」（天平神護二年十月廿一日越前国司解）・「坂井郡少領海直大食」（天平三年二月廿七日越前国正税帳）・「足羽郡少領海直大食」（天平五年越前国郡稻帳）・「海部郷戸主海得足」（天平神護二年十月廿一日越前国司解）・「福留郷戸主海萬麻呂」（天平神護二年

十月廿一日越前国司解)など、カバネ名・郷名・人名などに「アマ」のつく事例がみられるのもこれに関連して理解できるのかもしれない。彼らは漁民としての性格も有する人々(農業民としての性格も有している可能性は否定しない)であって、東大寺側が「海辺の百姓」と称した人々にあたるのではないか。海進が進むにつれ海部郷が拡大してきたことになるだろう。

絵図において串方江の範囲が串方村の境を示す赤茶色の界線の外に区分けされているように、新たに設定した高串村の範囲に串方江が含まれていないのは、串方江の漁労権を海部郷の漁民「海辺の百姓」達の方に保証したことに関わっていた可能性が考えられる。この村域確定が東大寺側の利権確保を主目的としてなされたのは確かであるが、他面で漁撈民の利権を尊重するという面もあったことになる。串方江の漁撈の権利に関しては東大寺側が排除されていると考えられるのである。この天平神護二年の「改正」においては、東大寺側と地元漁民側との利害調整という側面もあったことを示唆するものであろう。東大寺の寺領再設定の要請に政府・国司側が応じた結果、村切りの様な形となったとみることが出来る。

以上から、次の経緯を想定できるだろう。まず、墾田買得後になって、東大寺が買得した墾田の所在地の大半が既に串方江に飲み込まれ、或いは甚だしい湿地帯化して使用不可能になっていたことが発覚した。その代替地を手に入れるため、買得地と同じ字「高串葦原」地域においてまだ維持されていた別の墾田に目をつけ、誤付・違坊などの口実によって、買得した墾田はこちらであると主張して、寺田に「改正」したものであった。またそれだけでは不足と考え、同じ高串葦原に所在した見開の百姓口分田や公田を「寺田」に「改正」することも強行した。また、その他に湿地帯化してはいたが、まだ開墾可能と見た隣接の四箇坪全体を開墾予定地として押え、寺地に設定した。同時にそれらが所在する諸坪の区域を「高串村」として囲い込むという措置をとっていったのである。このような強引な変更を「改正」と称して敢行することが可能となったのは、何よりも藤原仲麻呂政権が倒れ道鏡政権成立によって、現地における東大寺の立場が強化されたことにあった。

四、串方江の以前の水域の範囲

天平宝字八年二月九日公験において高串葦原の九町三段一四四歩の所在を示す割注に「東は串方江」とあるが、これはかつて墾田開発がなされた時期の串方江水域の範囲を示すものであろう。この公験における墾田等の所在地や天平神護二年絵図の考察によって、串方江がもつと狭かった時期の水域の範囲についての想定が可能となる。

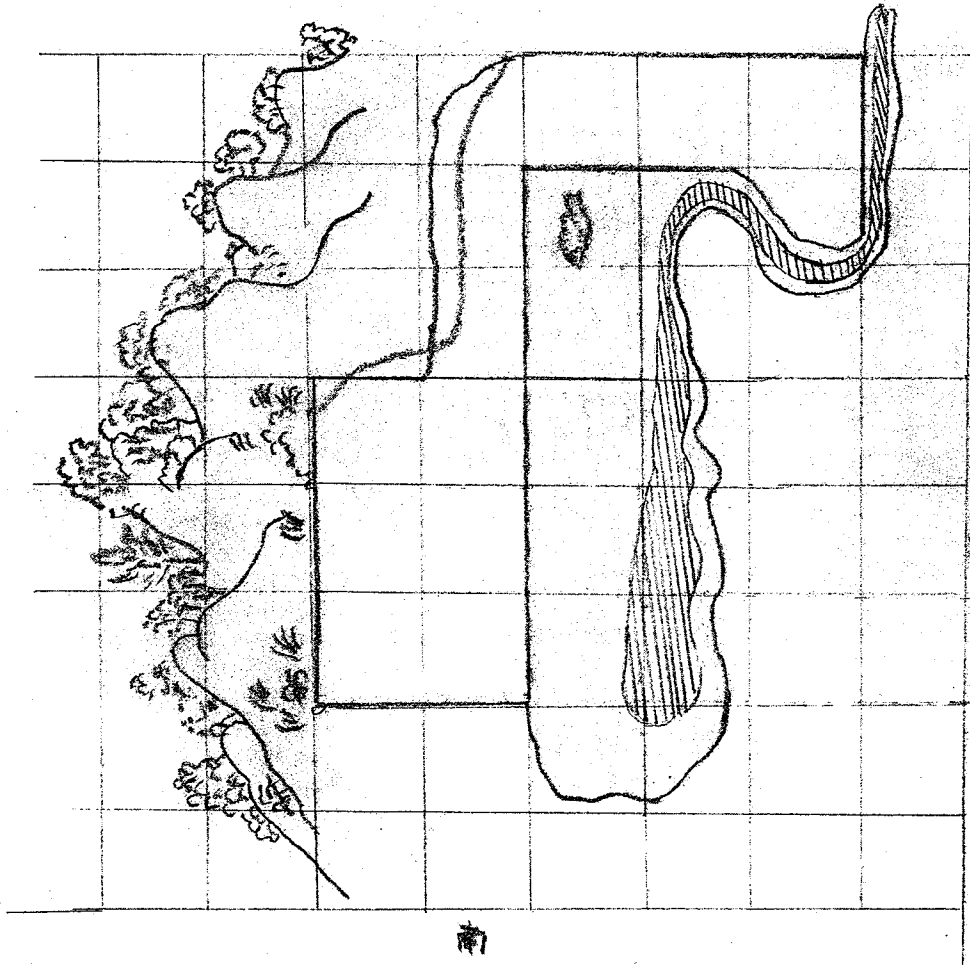
まず天平神護二年絵図では、西北四条十八串方西里の第八坪から第十二坪までの五坪分は全面的に串方江内となり、その南に接する西北三條十八及田里第七坪は西南側から南側の約二割分に僅かに陸地を残し残り約八割が水域となっているが、七六四年公験では田地が設定されていたことから、ほぼ全面的に陸地となっていた時期があった可能性が高い。ただし買得した墾田の総てについて墾田化した時期が同じであったわけではないと思われるので、一部の墾田については、墾田化時に既に水域がそれら坪内に入り込んでいた可能性はある。すなわち、第八・九・十の三坪

分は「足原田一町」と坪全体が墾田化しているので、墾田化した時期にはある程度湿地化してはいたが一応田地の設定が可能であったと思われるが、残りの三坪については、第十一坪「足原田分西七段」、第十二坪「足原田分五段」、西北三條十八及田里第七坪「足原田分西北角一段」と、坪内の一部の墾田を買得しているに過ぎない。勿論この時買得していない墾田が存在していた可能性も否定しきれないが、この連続する三坪分だけ坪内の一部にしか墾田を確認できず、その確認できる位置も「西」とか「西北角」とかで東側にはないのは、やはり既にその頃は東側の水域化が進行していたからと考えることができるからである。なお、この三坪分内の墾田については墾田の面積が北から七段、五段、一段と、北の方が大きく南側が小さくなっているのは、北側の開墾の時期が早かったことによるものなのかもしれない。北の方の墾田化時期が早かったので墾田化可能陸地も広く維持されていたという可能性である。

次は、その東側に列をなしている西北四条十八串方西里の第五坪から第一坪、それに隣接する西北三條十八及田里第六坪に至る南北に連なる六坪分に生じている水域についてである。西北四条十八串方西里の第五坪の北側は直線の境界線で堤防など何らかの人為的な境界が設けられていたと考えられるが、その他の陸地との境界線は直線ではなく非人為的な曲線となっているので、堤防などはなく自然の地形によって生じたものと考えてよいであろう。したがってこれらの坪は第五坪を除いて東側が高くそれが水域と陸地との自然の境界をなしていたと思われる。

西北四条十八串方西里の第五坪は東南約三割を残し他は水域となっており、坪の東側の西北四条十七串方里第三十二坪との堺線の北半分の部分から東側に水域が通じており海水が入りできる形になっている。この坪の東南部分に残された陸地は第四坪から第三・第二・第一坪、それに西北三條十八及田里第六坪に連なる形で陸地を残す形となっており、串方江の東側の岸をなしている。この第四坪から第三・第二・第一坪それに西北三條十八及田里第六坪に連なる東側の岸を示す線は、海水面がこの時より低く墾田開発を行った頃は少し西側にあったと推測される。さらにこの時期のあり方を限定づける手がかりとして、第五坪に存在していた墾田「足原田」について「西一段」とある点が注目される。すなわちこの開墾がなされた時期には少なくともこの坪の西側一段分には陸地が維持されていたことになる。また第四・第三の坪は西側の第九・第十の各坪に一町分の「足原田」が設定されていたので、水域は第四・第三坪内までであったことになる。それに対してその南側の三箇坪の西側の十四・十三坪や西北三條十八及田里の第十八坪は葦原田が設定できていたわけではないので水域が及んでいた可能性があるだろう。従って、かつて墾田開発がなされた頃の串方江の姿としては、東側の岸は絵図が示す所より少し西により、西側の岸は西北四条十八串方西里の第五坪の西側を少し（少なくとも一段以上）陸地に残し、第四・第三の坪は水域が西側の坪にまでは入り込まず、第二・第一坪とその南側の西北三條十八及田里第六坪の三箇坪については西側の南北に連なる坪に少し入り込んでいた可能性があるという姿の、南北に細長い小河川状態が想定されるであろう。

なお、ここでは理念的に水域化した場所と陸地とを対照的に区別する形での論議をしてきたが、かつて陸地であった場所といっても、公験での表現は総て田地については「足原田」、未開地については「足原」とされており、実際は葦の生い茂るような湿地となっていたと考えられる。絵図



壱田開発期の串方江の範囲想定概略図 (斜線部分)

の段階で串方江に飲み込まれない高串村の範囲内となっている区域の寺田や寺地も一応陸地側扱いではあるが、同じく「葦原田」とか「葦原」と表現されていて、その実態はやはり湿地帯となっていたものと考えられる。この葦原田は「下」とあるように等級は下田で極めて土地生産性も低かったのである。

以上は、この間に串方江の範囲が大きく変化していることを示すものであるが、それはいつ頃からいつ頃までの変化とみることができるのだろうか。ここでは天平宝字八年(七六四)二月九日公験に記載されている所を手がかりにして以前の串方江の状態を想定してきたのであるが、もし天平宝字八年公験にみえる串方江の状態をその時期の実態を示していると見なすとすると、天平神護二年(七六六)十月廿一日までのわずか二年と八ヶ月程の間に串方江がそんなにも拡大してしまったことになる。しかし七六四年公験から想定した方方は本当にその時の実態を示していると判断できるのだろうか。その可能性を百パーセント否定することはできないが、天平宝字八年二月九日公験から想定できた状態は、もっと以前のものである可能性が高いと考えている。これは

その時の郡司の勘察がどのようなものであったのかに関わってくる問題である。前節において、公験作成の際に坪付けに作為を加え別の串方江内にあった壘田・未開地を東大寺に与えたという説については否定説を支持したのであるが、その作為がわざわざ別の坪に書き換えたというものはなく、その坪が串方江の拡大によって実質的に使い物にならなくなっている現実を無視した報告を郡司らにさせたということであるのなら、恵美押勝政権下にあったことからありえないことではないと考えられる。すなわち調査を命じられた郡司が、現地百姓達や恵美押勝政権下の国司の意を受けて、対象地の多くが串方江に飲み込まれ使い物にならない状態になっていることを報告せず、ただ買得地が登録されていることを確認する程度にとどめたという可能性である。この想定に立つ場合、この串方江の拡大による地形の大きな変化は、天平宝字八年（七六四）から天平神護二年（七六六）までのわずか二年間という短期間に急速に進行したとまでは言えないことになる。しかし、その場合であってもその壘田開発は、七四三年の壘田永代私財法により可能になったもので、大局的には七四〇年代半ば以後なされたこととなる。すなわちその変動は約十五〜二〇年間に生じてきたものということになり、八世紀中頃に海進の進行が早まったという想定は崩れることはないだろう。

なお、東大寺は越中国の沿海地にある射水郡の四箇村についても、天平神護二年から翌年にかけて寺田の再設定を認める太政官符を出させている。その場合も天平宝字五年の班田の際に誤って百姓に班給されたものだとして「改正」を主張していたのである。この背景にも、海進によってそれら田地が失われ或いはその潮損率が高まったという事情が想定され、それへの対処としてなされたという可能性もあり、今後検討する必要があるだろう。³⁶

むすびに

一、播磨国赤穂郡の防潮堤決壊事例

このような海進の過程においては築堤による海水の侵入との闘いが行われることになるが、築堤後も海進は進むのであって、堤防の決壊というような事態も生じてくる。そのような場合として、西暦七五五年前後頃の播磨国において、堤の決壊が起きている事例を見出すことができる。延暦十二年（七九三）四月十七日付けで播磨国赤穂郡の坂越郷刀禰と神戸里の現地関係者が郡司を通じて国衙に提出した解によると、次の事実が知られる。³⁷

天平勝宝五（七五三）年から七年にかけて「故守大伴宿祢」が点定したところの「山并葦原壘田」は、赤穂郡の秦大炬に管理が任されていたが、その地を海水の侵略から護るべく築かれていた「塩堤」が崩壊してしまつた様を、「作るところの塩堤、しかして彼の堤、堅きを得ずして、事を治めるところなく、大炬ら退却す」と述べている。この塩堤については、当初「山并葦原壘田」を護るものとして築かれたものであったが、その崩

壊によって葦原墾田には潮が浸入するようになってしまい、山の方については海水の浸入によって海中に孤島として残されるようになってしまったであろう事情が伺われるのである。この「堅きを得ずして」という表現には、海水が以前より陸地に押し寄せる頻度が増えるに従って、応急措置として築造されていた堤が、海面上昇に耐えることができず、遂に崩壊していったという様子を表現したものとして興味深いものである。すなわち、もしこれが単なる一時的の高潮であるならば、堤が潮に侵される頻度はそう多くはなくそのまま維持されえたとと思われるが、海進期には潮に侵される頻度は次第に多くなりまたその潮も次第に高いところまで侵すようになって、大潮の満潮時には堤の高さを乗り越える頻度が高まってくるであろう。そのような状況の中で、堤は脆くなり崩壊していった様子を「堅きを得ずして」と表現していることと受け取ることができるのである。このような事態は海水面が上昇してくる時代において各地で数多く見られたものであるだろう。なお、この事例において、築堤によって護ろうとした対象を「山并葦原墾田」と表現していることも注意すべきである。「葦原墾田」とあるのは越前の場合と同様に海拔ゼロメートルに近い低地の葦が生える湿地帯に墾田を設けたものだったのである。このような場所は、海進と海退が一・五メートル程に及ぶような場合に海になったり低湿地になったりするもので、土地呼称としては葦原と呼ばれ、設置された墾田は一般的に葦原田と呼ばれ下田とされていたものである。七世紀後半以後にかけて生じた海進の進行は、海域を広げるとともに、このような葦原や葦原田を次々と生み出していったものと想定されるのである。³⁸

二、気候変動論からみた八世紀の時代的特質

現在偶然的に見出すことができる播磨国と越前国の、海進を背景にして生じたとみなせる海水の陸地侵入の事例に関する二つの事例がともに七百五・六十年代のものであるということは、海浜地域で同様な事態が一般的に見られた可能性を示しており、歴史認識上無視しえないものである。この八世紀半ば頃の時期は、フェアブリッジ海水準表からも少し海面が上昇し始めた時期に当たることを読み取ることができるが、この二つの事例を併せ考えると、この時期の海進の進行はフェアブリッジ海水準表から得られるイメージよりも急速の度がやや強かったとみるべきなのかもしれないのである。またこのことは、現在の海拔以下一メートル四〇～五〇センチより浅い海底（勿論地殻変動その他の要素がなかった場合についてであるのだが）は七世紀半ば頃の最低化状態期には陸地の上にあつたことを示している。七世紀末から八世紀初頭の律令国家成立の時期はちょうど海水面が上昇し始めた時期と考えられる。この律令国家成立時期の沿海地域の遺跡について考える時、このことを念頭におかねばならないであろう。

この八世紀を気候変動論から全体的、平均的傾向としてみると、沿海地域の海侵が齎す土地喪失現象と気候が次第に温暖化することの農業への全般的な好条件化という、人間社会にとってはプラスとマイナスの相反する二側面方向における影響が生じていたものとして捉えるべきであるだろう。この時期の国家は、温暖化の進行下、海浜地域における土地喪失という悪条件作用と非海浜地域における収量増加という好条件作用の、それ

それが齎す社会的現象に直面していたと考えられるのである。

この八世紀以後の温暖化傾向がどのような影響を与えていたのか、という課題については従来全く考慮されてなかったため、未だ確実なことはいえない段階にあるのだが、八世紀に展開した墾田開発奨励政策についても無関係ではなかったと考えている。まず、所謂養老七年（七二三）四月「三世一身の法」において「このごろ百姓漸く多くして、田地窄狭なり」と、現状認識をしていることとの関連で、考えておきたい。この言葉は、従来殆ど顧みることがなされなかったが、人口史上無視し得ない。この言葉は現実に律令国家がどのように認識していたことの現れであると考えられるし、またこの時期は、実際に人口増加の傾向にあったと考えてよいと思う。この要因としては、人為的社会的要因と気候条件との両面から考えることが出来るであろう。前者としては七世紀後半から八世紀初頭にかけて律令国家が成立し次第に充実してきたこと、特に班田制によつて基本的に国家の組織力を背景とした灌漑用水確保工事等によつて人々に基本的に田地（地域によつては田地不足により島地班給という場合もあった）が班給されることになったことは（その班給規模実現程度をどうみるかについては問題が残されているかもしれないが）、人民の側の生活条件を従来よりも高め、その点で人口上昇のための条件が成立していたと考えることが出来るからである。後者としては、正にこの律令国家成立以後の時期は冷涼化の底から温暖化方向への転換がみられ、その点で農業条件も以前よりは向上する方向にあったと考えることが出来るからである。このような時代は人口増加圧力により土地不足問題が生じ、一方で開墾奨励策や奴婢班給削減策・停止策が必要ともなっているが、海浜地域に生じた海進による田地の喪失という事態はこの土地不足問題を加速するという影響を与えていた可能性もあるだろう。私は、この時期の国家による開墾奨励策の背景には、三世一身の法が言うように全般的には人口増加とそれに伴う土地不足問題が介在し、更に海浜地域での土地喪失を非沿海地域の収量増加で補うという面が副次的に存在していたとみるべきものと考えている。

次に、海岸地帯の土地喪失と墾田開発奨励政策との関係が問題となる。越前や播磨の海岸平野を主要事例としてさらに尾張においても同様な事実を想定してきた如く、かつて七世紀後半から八世紀初頭の海水面が大きく下がっていた時期に条里制が海岸平野に施行され少なからざる田地も存在していたことは、他にもそのような場合がある程度の比率を以て存在していたであろうことを想定させるであろう。したがって、その後進行する海進の中で海岸平野における田地が喪失していくという事態も一般的に展開していったと考えられるが、それは既に八世紀半ばにかけて明確な形となっていたことは越前や播磨の事例から明らかとなってきたわけである。このことは、律令国家が行った八世紀前半における墾田開発奨励政策と関係があると思われるべきであろう。すなわち海岸平野で進行した土地喪失特に田地の喪失に対して、国家はそれを補填する必要性に迫られたために新たな開墾を奨励せざるをえなくなつたという可能性である。七二三年の三世一身の法段階において国家の認識がどの程度のものであったかについては微妙な点もあつて判断し難い面があるが（ある程度の海水による喪失は始まつていた）、七四三年の墾田永世私財法の段階においては、海岸平野における土地喪失は明確なものとなつていたと思われ、国家にお

いてそれを意識せざるを得なかった可能性が高いと考えられるのである。

注

28、前出の諸研究を参照。そのほか藤井一二「初期庄園の成立と形態」では「東大寺が占定荘地の一円的支配をすすめるために、改正・相替・買得などの手段をいかに行使したか……」と述べている(一九八六年六月『初期庄園史の研究』塙書房一一八頁)。新版『福井県の歴史』(二〇〇〇年十一月山川出版社七五頁)には次の叙述がある。「しかし広耳の墾田は坂井郡のあちこちに散在していて、経営に不便であった。これを当時の言葉で「零落」といい、東大寺側は土地を一カ所にまとめようと努力した。これを一円化というが、当時の越前守藤原薩雄(仲麻呂の子)はこれに積極的でなかった。一円化は仲麻呂政権が崩壊し、道鏡政権が成立した天平神護二年に至って実現した。」この様な「零落」の理解には問題がある。文字通り落ちぶれるの意味で受け取るべきであろう。越中国における事例については、新版『富山県史』(一九九七年八月山川出版社)や、吉川敏子「越中国射水郡東大寺領莊園図―須加(村)・鳴戸(村)・梶田・鹿田村―」(金田章裕・石上英一・鎌田元一・榮原永遠男編『日本古代莊園図』一九九六年二月、東京大学出版会、所収)などを参照。

29、天平神護二年十月廿一日越前国司解などによる。

30、天平神護二年十月廿一日越前国司解の中で、「故大領外正六位上品治部公廣耳所進田之内有百姓墾田改正貳伯歩」の所在坪について「東南五條九粉谷里十九粉谷田上分南貳伯歩 誤付高向郷戸上品治部公千國名、今改正寺田」と記した後の説明文。

31、未開地について天平宝字八年公驗に「未開貳町壹段」とあるのに挙げられている二か所の坪の分を合わせると一町八段しかなく三段分足りないのは誤記があるのかもしれない。

32、『大日本古文书』五、六一三頁(『寧樂遺文』中卷六八八頁)の国司解の串方村後出記載西北四條十八串方西里の「十七葦原田……」の十七は七の誤記であろう。

33、従来これを用水路と判断しているが、問題を残す。十七・十六・十五・廿二の四箇坪に設定された寺田すべてが「葦原田」であるのはこの地域全体が湿地帯であったことを示しており、むしろ排水施設が必要になるからである。今後の課題としたい。

34、清水三男『日本中世の村落』(昭和十七年、後一九七四年十月『清水三男著作集』第二巻として校倉書房から復刻)第三章「莊園文書に現れた村」においてもこの問題に触れ同様な認識を述べている。

35、池邊彌著『和名類聚抄郡里驛名考証』(吉川弘文館、昭和五十六年二月)五〇六頁参照。

36、吉川敏子「越中国射水郡東大寺領莊園図―須加(村)・鳴戸(村)・榎田・鹿田村―」(金田章裕・石上英一・鎌田元一・柴原永遠男編『日本古代莊園図』一九九六年二月、東京大学出版会、所収)等を参照。新版『富山県史』四十九頁「つぎに、射水郡の四莊園については、天平神護二年の段階で、東大寺と国衙とのあいだに葛藤が生じ、東大寺領の田が天平宝字五年の班田のさいにあやまって百姓に班給されたとして東大寺が訴えを起こしたことが知られるが、このことから、当郡の東大寺領莊園は、口分田と入り組んだ形で存在したことが推測される。」

37、高野良弘「塩田の成立時期をめぐる一考察―「播磨国坂越神戸両郷解」の検討を中心にして―」(日本塩業研究会編『日本塩業の研究』第二十八集、平成十五年三月発行)参照。

38、海進と海退にしたがって海になったり低湿地になったりするような場所に関して注目されるのは、「葦原」という名称が越前国坂井郡と播磨国赤穂郡に共通して確認できることである。これは、そのような場所に葦が群生していたからであろう。越前国では「葦原」を「あわら」と発音していたことは、あわら市の読みからうかがわれる。

(二〇一六年十月十九日受理)